

憲法とは何か、 私たちのくらしや 労働にどう活かすか

岡山大学法学部 教授
全国大学高専教職員組合 中央執行委員長

中富 公一



専門は、憲法。こどもの人権、大学の自治と学問の自由、沖縄問題等の研究を進めている。2015年7月より全国大学高専教職員組合委員長として活躍中。著書に『自信をもっていじめにNOと言うための本 憲法から考える』（日本評論社、2015）等多数。

全大教第28回医科系大学教職員懇親会 講演より（2017年11月18日）
※レジュメは39ページ以降に掲載

はじめに

皆さん、こんにちは。全大教の委員長をしております中富です。きょうは憲法を勉強しているという立場から、憲法とは何か、くらしにどう活かすのかについてお話をさせていただきたいと思います。私の専門は憲法ですが、いじめの問題なども研究していきまして、『自信をもっていじめにNOと言うための本—憲法から考える』（日本評論社 2015）という本も出しました。本で取り上げた事例等を紹介しながら、皆さんと共通体験を持った上で、人権や憲法ということについて考えてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。少し長くなるかもしれませんが、資料1（大河内君の遺書）を読みますので、設問について考えながら、一緒に読んで頂ければと思います。

大河内君の遺書

「いつも4人（名前が出せなくてすみません）の人にお金をとられていました。そして今日、もっていくお金がどうしてもみつからなかったし、これから生きていても……。だから……。またみんなといっしょに幸せに、くらしたいです。しくしく。

小学校6年生ぐらいからすこしだけいじめられ始めて、中1になったらハードになってお金を取られるようになった。中2になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多いときで6万少ないときでも3万～4万、このごろでも4万。そして17日にも4万ようきゅうされました。だから……。でも、僕がことわっていればこんなことには、ならなかったんだよね。すみません。もっと生きたかったけど……。家にいる時がいちばんたのしかった。いろんな所に、旅行につれていってもらえたし、何一つ不満はなかった。けど……。(略)

オーストラリア旅行。とても楽しかったね。あ、そーいえば、何で奴らのいいなりになったか？それは川でのできごとがきっかけ。川につれていかれて、何をするかと思ったら、いきなり、顔をドボン。とても苦しいので、手をギュッとひねった。助けをあげたら、また、ドボン。こんなことが4回ぐらいあった。特にひどかったのが矢作川。深い所は水深5～6mはありそう。図1（※略）みたいになっている。ここでAにつれていかれて、おぼれさせられて矢印の方向へ泳いで逃げたら、足をつかまれてまた、ドボン。しかも足がつかないから、とても恐怖をかんじた。それ以来、残念でしたが、いいなりになりました。あとちょっとひどいこととしては、授業中、てをあげるなどかテストきかんでもあそんだとかそこら辺です。(略)

いつもいつも使いばしりにされていた。それに自分にははずかしくてできないことをやらされたときもあった。そして強せいの、髪をそめられたことも。でも、お父さんは自分でやったと思っていたので、ちょっとつらかった、そして20日もお金をようきゅうされて、つらかった。(略)

自殺理由は今日も、4万とられたからです。そして、お金がなくて、「とっ

てこま(77)せんでした」っていっても、いじめられて、もう一回とってこいって言われるだけだからです。そして、もっていかなかったら、ある一人にけられました。そして、そいつに「明日、『12万円』もってこい」なんて言われました。そんな大金はらえるわけ、ありません。それに、おばあちゃんからもらった、千円も、トコヤ代も、全て、かれかにとられたのです。そして、トコヤは自分でやりました。とてもつらかったでした(77)。(23日)

また今日も1万円とられました(24日)そして今日は、2万円とられ、明日も4万円ようきゅうされました(25日)あと、いつも、朝はやくでるのも、いつもお茶をもっていくのも、彼らのため、本当に何もかもがいやでした。

なぜ、もっと早く死ななかったかということ、家族の人が優しく接してくれたからです。学校のことなど、すぐ、忘れることができました。けれど、このごろになって、どんどんいじめがハードになり、しかも、お金がぜんぜんないのに、たくさんだせと言われます。もうたまりません。最後も、御迷惑をかけて、すみません。忠告どおり、死なせてもらいます。でも、自分のせに(77)されて、自分が使ったのでもないのに、たたかれたり、けられたりって、つらいですね。(中略)

14年間、ほんとうにありがとうございました。(中略)お金の件は、本当にすみませんでした。働いて必ずかえそうと思いましたが、その夢もここで終わってしまいました。そして、僕からお金をとっていた人たちを責めないでください。僕が素直に差し出してしまったからいけないのです。(略)

あと、僕は、他にいじめられている人よりも不幸だと思います。それは、なぜかということ、まず、人数が4人でした。だから、1万円も4万円になってしまうのです。しかもその中の3人は、すぐ、なぐったりしてきます。あと、とられるお金のたんい(汗)が1ケタ多いと思います。これが僕にとって、とてもつらいものでした。これがなければ、いつまでも幸せで生きていたのにとおもいます。(後略)」。

大河内君が伝えたかったことを考える

こういう遺書を書いて彼は1994年に自殺をしました。この遺書について、皆さんのお手元のレジュメに載っている、設問1.「大河内君は、なぜ『いじめた人を責めないで』と書いたのでしょうか。」、設問2.「大河内君はなぜ親に相談できなかったのでしょうか。」、設問3.「大河内君はなぜ遺書を書いたと思いますか?」、設問4.「大河内君はなぜ自殺したと思いますか。」について、高校生の意見を紹介しながら考えていきたいと思います。

設問1. 大河内君はなぜ「いじめた人を責めないで」と書いたのか。

①お金を取られることは自分がしっかりしていないからだと考え、自分が悪いと思ったのではないかと。②加害者に監視されていると思い込んでいるのではないかと。③加害者を本当はすごく恨んでいるけれども、家族のお金を持っていった自分に後ろめたさを感じているのではないかと。あるいは④そう書くことにより復讐を果たせると思ったからではないかと、というような意見が出ています。皆さんも何か近いことを考えられたかもしれません。

設問2. 大河内君はなぜ親に相談できなかったのか。

①家族や先生に相談しても状況は変わらないと思ったのではないかと。②お父さんからお金を取ったことへの罪悪感。③親に学校へ来られるとややこしくなる。また、これは大学生の意見ですが、④相談しても「おれもいじめられて成長したのだ」と説教されるだけという意見もありました。ここで取り上げた設問については、私の本でも様々な回答を紹介しています。

設問3. 大河内君はなぜ遺書を書いたと思いますか？

①同じようないじめが繰り返されないようにするためにとか、②加害者に自分がいかにつらかったかを知らせ、後悔させるためとか、あるいは、③自分がなぜ死ぬことになったかを伝えるためという意見も出ていました。

設問4. 大河内君はなぜ自殺したと思いますか。

私の考え方としては、設問4. から逆に考えていったほうがいいたろうと思います。

大河内君はなぜ自殺したのか？長期にわたるいじめで肉体的にも精神的にも限界を感じているところへ、遺書にも書いてあるように、この頃はどんどんいじめがハードになり、その苦痛に耐えきれなくなったということが一つの原因です。また、要求される金額も多額になり、それにより父親からお金を取る罪悪感に耐えきれなくなったのではないかとということも考えられます。

しかし、いじめそのものは家族がやさしくしてくれたから忘れることができたとも書いてあります。結局、最後は「忠告どおり、死なせてもらいます」と書いているわけで、こう忠告したのは、…当然、親です。仮に私が親だったとしても毎日のように財布から4万、5万抜かれたらというか、私の財布にはそんなに入っていませんが、学校にも塾にも行かずに、何か金を持っていくと思っていけば、こういう言い方をすることもあるかなと思います。

そのお父さんにすごく注意されて、叱られて、たたかれ、蹴られたということが、彼の自殺の直接の原因だろうと思います。だからといって、もちろんそれは最後の一滴のようなもので、基本はいじめたやつが悪いに決まっている訳ですが。

つまり、なぜ遺書を書いたかというのと、書きたかったのは、最後のところで「自分のせにされて、自分が使ったのでもないのに、たたかれたり、けられたりして、つらいですね。」と書いている部分が重要です。自分が遊ぶためにお金を取ったのではないのだ。自分はいいい子でいたかったのだけれども、仕方なく取ったのだ。そういう誤解を解いておきたかったのでしょうか。それと同時に、育ててもらったことへの感謝の気持ちを述べたかったからだろうと思います。

しかし、もう少し考えると、これだけ遺書にきちんと書けるのだったら、なぜ親に直接言わないのかという疑問が出てきます。これはやはり親が察すべきだと思っていたのではないのでしょうか。自分が苦しんでいることを生前に分かって欲しかったのにという思いが、こうしたことを書かせたのかなと思います。

なぜ「いじめた人を責めないで」と書いたかといえば、それが主要な問題ではないのだと言いたかったのですね。「僕からお金をとっていた人たちを責めないでください」と書いたのは、そんなことはどうでもいいのだ。この時の彼にとっての重大な関心事は父親との関係だったのではないかと思います。しかし、それでいいのかというのが疑問です。それだけいじめられて、いろいろお金を取られているのに、それは「たいしたことではない」のだろうか。

日本社会・文化・教育の特徴

設問 5. 生きるために彼はどうすべきだったでしょう。

次は設問 5. ですが、生きるためには彼はどうすべきだったか。なぜそれができなかったのだろうかということを考えてみたいと思います。

まずは、やはり相談すべきだったのだろうと思うのですが、できなかった理由は、先ほど高校生や大学生が書いてくれたとおりだと思います。親に言ってどうなるものでもないし、学校へ来られるとややこしくなり、かえっていじめがひどくなる、また、お金を取ったことへの罪悪感もある。それに、親が忙しくて、しっかり自分と向き合ってくれていないので相談しにくいということもある。あれやこれやで相談しづらかったのでしょう。

しかし他方で、先ほど少し言ったように、親が察してくれるべきものだという甘えがあったのではないのでしょうか。本来は、親も自分とは違う 1 人の人間なので、きちんと伝えないと分からないという認識が必要です。女の子はよく母親と話しているようですがけれども、この時期の男の子は、自分自身のことを振り返ってみても、親とは話さなくなる時期だなどという気はします。14 歳ですから仕方ないと思いますが、やはりそういうことをきちんと訓練していく必要があることをこの事件は教えてくれていると思います。しかし、そうは言ってもね、と思われる方も多いかと思います。そこで、ここでは、言わなくても察してくれるだろうと思う気持ちはどこからくるのということを考えてみたいと思います。

設問 6. なぜキチンと言わないのだろう？

そのためのヒントとなる文章を紹介しようと思います。夏目漱石『坊ちゃん』の中の一部です。レジュメの資料 2 にも載せていますが、坊ちゃんがこういうことを言っています。文中に出てくる山嵐というのは、最初転任した熊本で親切にしてくれて、「こいつは信用できる」と思った人ですが、いろいろな誹謗中傷を聞いて、山嵐なんかにおごってもらったのは恥だと思うようになった。それで、あした学校に行ったら、氷水なんて 1 銭 5 厘のことだ、たたき返してやると、たんかを切っているわけです。

こういうふうに言っています。「おれは清から 3 円借りている。その 3 円は 5 年たった今日までまだ返さない。返せないんじゃない。返さないんだ。清は今に返すだろうなどと、かりそめにもおれの懐中をあてにはしていない。おれも今にかえそうなどと他人がましい義理立てはしないつもりだ。こっちがこんな心配をすればするほど清の心を疑うようなもので、清の美しい心にけちをつけると同じことになる。返さないのは清を踏みつけるのじゃない。清をおれの片破れと思うからだ。」。

このようにたんかを切っているのですが、要は、清はおれの片破れだと思うから、説明しなくてもおれの気持ちは察してくれるはずだ。山嵐はソトの人になったから、きちんと金を返さなければいかんという、こういう発想です。この一文を紹介しているのは土居健郎の『「甘え」の構造』です。彼はこのように、遠慮のある他人の好意に対しては負い目を感じ、一体感を持てる身内の好意に対しては平気でおれる日本人の習性の中に、お互いに独立した人間ではない関係＝甘えを読み取ります。その代わり、日本社会は身内に対しては無限の責任を負うつらい社会だと言うのはルース・ベネディクトの『菊と刀』です。確かにこうした関係のなかでキチンと言うという関係は発達しませんよね。

ところで、なぜ日本人は「ありがとう」ではなく、「すみません」と言うのでしょうか。このことについては、外国に居るとよく考えるのですね。向こうはサンキューなのに、何故こっちはアイム・ソーリーって言うのだろうと。この違いは何だと、私もずっと気になっていて、何故だろうかというのがよ

く分からなかったのです。ベネディクトはなぜ「すみません」と言うのかということを考察するのに、日本における恩や義理の考察を行っています。そして彼女は、親切に対して返礼せねばならないことを意識するためではないかと考えます。

ちなみに語源由来辞典には、謝罪に用いる「すみません」は、相手に失礼なことをしてしまい、このままでは自分の心が澄みきらないことを表し、感謝の意を表す「すみません」は、「何の返礼もできずすみません」の意からか、「心が澄みきらない」の意から離れ、謝罪を表すようになってからの表現とあります。

これに対し、土居健郎は、親切な行為をすることがその行為の主にとって負担となったであろうことを察するから「すまない」というのであると述べますが、お互いに助け合うことが金銭の授受と同じように心理的には受け取られているというベネディクトの指摘には賛同しています。その上で、なぜ相手の迷惑を想像して詫びねばならないのかと問い、相手の好意を失いたくないからであり、そこに甘えの構造があると論を発展させていきます。

ここではともかく、他人に恩義を受けたら相手の心を付度して謝罪するのに、身内には甘えてありがたいとも言わない、その代わり恩義におしつづかれることがある、そういった日本人の観念を確認しておきたいと思います。

タテ社会論からみる

日本人論で言えば、タテ社会論というのがあります。『タテ社会の人間関係』という本のなかで中根千枝さんがタテ社会を論じていますが、その前提に「場の理論」があります。人間が社会集団を作るとき、場と資格という二つの原理があると。資格とは、血縁とか身分とか学歴とかその人の属性を意味します。場とは、イエとか職場とか、一定の枠によって一定の個人が集団を形成する場所です。そして、日本人とインド人とが両極で、日本社会は場によって構成され、インド社会は資格によって構成されるということです。そして日本人社会では、様々な種類の人間が場に集まり社会集団を形成するため一体性を持たせるための働きかけが常になされる。絶えざる接触が行われ、

思想や考え方にまで集団の考え方が浸透する。その内のなかではエモーショナルな一体感があるが、他方、その枠のなかでは驚くほど序列が重視される。この集団は、孤立した閉鎖的集団であって、外に通じるルールをもたない。共通のルールがないので、内のなかでも、いつも集まって会議をしていないと落ち着かないと。

例えば、日本で嫁姑問題は「家」の中で解決しなければならない。「身内の恥」とか言う言葉がありますよね。問題はイエから外に出て行かない。ゆえに嫁はイエのなかで孤立し一人で問題を抱えこまなければならない。それに対してインドでは、嫁と姑の喧嘩ははなばなしく大声でやりあい、それを聞いて近隣の嫁や姑がそれぞれの応援に来るというのです。嫁は嫁で団結し、姑は姑で団結してお互いの立場を主張し合うわけです。これが中根さんの言う資格社会です。その代わり、彼等は「同じ場」にいる人間でも「資格」が異なると驚くほど無関心であると指摘されています。インドのカースト制もこのような人間関係のなかで残存していると思われます。

どうしたら良いですかね。中根さんによればイギリス人やイタリア人、中国人の考え方からすると、単一の関係しか持たないのは保身の術として最悪だと考えられているそうです。確かに、大学でもカルト集団が問題になりますが、彼等は信者に取り込みたい人を自分たちの集団に誘い、自分たち以外と接触させません。私が学生に注意するのは、集団に属することを恐れることではなく、その集団が自分達以外の人との接触を認めているかどうかをよく観察するようにと言います。

こうしてみると、大河内君が救われた可能性は、家の中で一体感に甘えるのではなくキチンと言えること。これが一つ、そしてもう一つは、学校やそれ以外で、二つ以上のグループに属することだったのではないのでしょうか。

したがって大河内君の問題とは、所属しようとした集団がろくでもないものだった時、それに替わりうる他の集団との付き合いがなかった。それにもかかわらず家族との関係に気を遣い言えなかった、あるいは甘えて言わなくても分かってくれるだろうと思っていた。これは学校の先生と大河内君との関係でもそう言えそうですが、だからこうした悲劇が起こったのだと思います。

ただ、日本人社会では二つの集団に同じウエートで属するのはとても困難だと中根さんは言っています。「あいつあっちにも通じているらしいよ」と言われ、信用されなくなると。どうしたらいいんでしょうね。私は、もっと個人として自立し、自ら関係を構築していく能力の育成が必要だと考えています。ところでどうやったら個人になれるのでしょうか。

設問 7 個人とは何？

家で会話能力ということに関して、アメリカの映画を見ていて、不思議に思うのは、何で、夫婦同士でいつも「愛している」と言っているのだろうということです（笑）。みんな、言っていますかね。私なんか、こう言ったら、「あなたどうしたの、熱でもあるの？」とか言われそうですが、何でアメリカ人は平気で言えるのだろう。

考えるに、アメリカでは、夫婦であっても他人というか、自立した個人だからこそ、夫婦関係を継続するのに常に ‘I love you’ という確認が必要なのだろうと。逆に日本の場合には関係に甘えているので、言わないことが一体ということの証しなのだとということになる。夏目漱石の奥さんが漱石に ‘I love you’ と言って、と言ったら、お前はなんて水くさいことを言う奴なのだと説教されそうですよね。こういう社会なのだろうと思います。日本は集団主義で集団に従属した人間ということが前提になっていて、アメリカ人だと個人ということが前提になっている社会だから、文化、風習が違うのだろうと思います。

ところで問題は、個人とは何かということです。日本国憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と書いています。個人というのは憲法学でいうと、自立した個人と言いますが、自分の人生は自分で判断し決定できる、自己決定できる人、こういう人を個人というのです。だから、個人一人一人は、それぞれに違って個性があると考えます。

ちなみに自民党改憲案は「すべて国民は、人として尊重される。」と書き直しています。「個人」を「人」と書き改めているのです。安倍さんの本などを読むと、彼は「個人」という言葉が大嫌いだと書いてあります。個人主

義に基づく社会というのは一人一人が自立した存在であるということを前提とする社会ですが、安倍さんの考える社会は、人が共同体に従属している社会。そして最終的には日本という共同体に属し、みな同じ考え方をし序列を付度し合うような社会を良いと考える、だから「人」という言い方になるのだらうと思います。そしてその頂点にいてその序列に正統性を与えるのが天皇ということになります。

どちらがいいと思うか、それぞれの感じ方があると思います。日本社会は閉鎖的で自由がなく嫌だと思ってもそれが安心で落ち着くという人もいます。大河内君は、少なくとも家族という集団の関係を大事にして我慢していた。そこでは甘えさせてくれるし一体感を感じることもできた。しかし彼は外に対しては無力だった。そして外の問題が内に持ち込まれると、家族もそれに対して無力だったわけです。だからこうした悲劇が起こったのではないかと思うのです。

設問 8 どうやって個人になるのか。

次の問題は、どうやったら親の支配や家族のしがらみから精神的に脱却できるのかという話になります。例えば学生が自分で自分の人生を決めたいと考えて、「私はこうしたい。」と言っても、「何をわがまま言っているのだ！」とか「誰があなたを産んだと思っているの？」という形で、結局、絡め取られるわけです。

では、アメリカ人はどうやって個人になったのだろう。そう考えると、「なるほど、ああ、そうか。」と思うのですが、アメリカ独立宣言に鍵があります。「すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由および幸福の追求が含まれる。」と独立宣言は言っています。

これを私は人類における最大の発明の一つではないかと思っています。つまり造物主というのは神様です。人間は神様がつくったのだ、みんな平等につくったのだ。それぞれ、生命、自由、財産、幸福追求という、権利を付与した形で一人一人の個人としてつくったのだと、こういうわけです。つまり、

お母さんとかお父さんに「誰がおまえを産んだと思っているの。」とか「おまえを誰が育てたと思っているのだ。」とか言われたら、「いや、私は神様につくっていただいたのです。アメリカ独立宣言を読んでごらん下さい。」と、だから「育ててくれてありがとう。」とこれでいいわけです。

これはキリスト教の中の一つの考え方だろうと思いますが、神様の下ではみんな平等だから、親とも平等、夫婦平等で、別個の個人だと、こういうことになるわけです。これがアメリカ社会の基盤だろうと思います。

もちろん、それはそれで大変な社会で、独立した個人ですから、自分の人生は自分で責任を持たなければいけません。もたれ合える社会とどちらがいいかという話です。しかし、アメリカはアメリカで、そういう前提の下にいか他人との関係をつくっていくかを一生懸命努力せざるを得ないし、しているという社会ということでしょう。日本は逆にもたれ合いを前提にしながら、いかにそこから自立するかを探り合っている社会と言えるかもしれません。

しかし、日本国憲法ではこの個人という考え方が非常に強く打ち出されています。例えば日本国憲法 24 条を見ますと、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と書いてあります。私は自分の結婚生活を鑑みて本当に実行できているか自信はありませんが、とはいえ、それは日本国憲法の要請です。

私が大学院生だったころに友達の結婚式にゼミとして祝電などを打つと、女性の発案で憲法 24 条を書いて送ったりしていました。私はその重みを当時はあまり感じていなかったのですが、改めていま大変だなと思います。

この 2 項を見ますと、家族のことにに関して、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とあります。家族という一番共同性が強いところにおいても、個人というものを単位に家族を構成下さいと、こういう考え方を日本国憲法は取っているということになります。

ただ、現実の日本社会では実際はなかなか根付かなかったわけです。例えば尊属殺も、尊属殺というのは分かりますか。親を殺したら他の人を殺すより重い罪だったわけです。死刑または無期懲役しかなかった。娘をレイプす

るような親でも、親を殺したら親殺しだということで重い罪が待っていた。結局、最高裁は違憲判決を下しましたが、尊属殺という考え方自体は否定しなかったのです。罪が重すぎるといような話で違憲にしました。

家族の中で、個人の尊厳とか個の自立というのが言われるようになったのは、つい最近です。非嫡出子の相続分が 2 分の 1 しかないとか、女性だけ再婚を半年間待たなければいけないとか、こういうような条文について最近立て続けに最高裁で違憲判決が出ています。

前者についての判決理由を読むと、今日では、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されて」きており、「子にとっては自ら選択しないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許され」ない。こういう言い方です。

日本国憲法は 1947 年のものですが、最高裁の見立てによると、そういう個人を単位として家族が成立するようになったのは、つい最近であるということになる。だから、従来の規定も、2001 年頃までは合憲だったのだと、こういう認識になっています。

設問 9. 大河内君には何が足りなかったと思いますか。

大河内君の遺書への設問に戻ると、設問 5. では、生きるためには彼はどうすべきだったのか、なぜそれができなかったのかと問いました。それに対し、集団との付き合い方を論じたのですが、設問 9. では、それ以外に大河内君には何が必要だったかを考えたいと思います。

必要だったのは、いじめから身を守ることで、親に相談できなかったにしても、他にも色々手段はあったのではないかと思います。抵抗できなくても逃げるとか。学生に聞いても、自分だったらレコーダーを持って行って記録してそれを警察に提出する、不登校をする、親に言えなかったらおじさんに言う、など色々アイデアが出てきます。最近の子供たちにとっては、そういう親戚関係がなくなったというのも、子供たちにとっては大変な時代だと思います。それはとにかく、少なくとも、相手が悪いと思ったのだったら、抵抗できなくても逃げたり、何とか証拠を集めたり、いろいろなことが出来た

のではないのでしょうか。

20年前の判決ですが、いわき市のいじめ自殺事件で、仮に慰謝料の総額が1000万円とすれば、いじめに気付かなかった親の責任が3割、学校に行かないとか逃げるとか、いろいろな手段があったのに自殺を選択したということで本人は4割の責任だとしています。結局、いじめた人間と学校の責任は損害額の3割で、300万円出しなさいと、このような判決が出ています。やはり、何で逃げなかったのだと、みんな思うわけです。

これらの被害者がそういうことをできなかったのは、一つには、我慢しなさい、仲良くしなさいと育てられ、その結果、どこまで我慢すべきで、どこから怒っていいのか分からなくなってしまったからではないかと私は考えます。

県下で一、二を争う高校でこういう授業をして、大河内君にはどういう考え方が足りなかったと思いますかと質問すると、高校生の答えは、「大河内君にはお金を取ってはいけないという道徳観がなかったのではないか」という、これが一番多かったです。おそらく、勉強しなさいということと、お金を大切にしなさいとか、親のしつけがいいのだと思います。しかし、それが真っ先にくることが本当にいいことなのだろうかと思います。命を大切にしろとか、人権を大切にしろということよりも、それを優先するのかと。

中国の留学生は、「私は、大河内君は臆病だと思った。だけど、やさしいといった人がいて不思議だ」といった感想を書いてきました。日本人の学生の多くはやさしいと書きますね。大河内君はやさしかったのではないかと。文化が異なると感覚が全く違うのだなと感じました。やさしいというのは我慢して戦わない。それが日本の美德なのでしょうね。75歳の婦人は、放送大学での私の受講生ですが、「彼は偉い人だね、立派だよ、うん」と褒めていました。

ところで、我慢すべき時と我慢してはいけない時というのは、どうやって区別したらいいのでしょうか。我慢を強いるなら、どこでキレていいかも教えるべきではないかと考えるわけです。学生の感想では、キレたらいじめがなくなったという経験を書いてくる者もありました。日本の教育の問題点は、我慢することは教えるけれども、怒るべき時を教えていない。そうした教育の問題点を大河内君は体現したのではないかと思うのです。

憲法、法律、権利から考える

設問 10. 大河内君はいじめで自殺したとされていますが、具体的にどういう行為を受けていましたか？

次、設問 10. です。だいたい学生に2分ぐらい時間をあげて、じゃあ、書いてごらんと言うのですが、大河内君はいじめで自殺したとされていますが、いったい大河内君はどういう行為を受けていたのでしょうかという問いです。彼が挙げている行為を書きだしていくと、お金を取られた、あるいはお母さんのネックレスを盗まれたということが書いてあります。それから、お金を持ってこいと強制された。川で溺れさせられそうになった。授業中、手を挙げるなど言われた。テスト勉強をさせてもらえなかった。あるいは恥ずかしいことをやらされた。強制的に髪を染められた。彼らのためにお茶を用意させられた。使い走りさせられた。

そういうような行為を強制されていたわけですが、いったいこういう行為は問題でしょうか。なぜ問題ですか。法律で罰すべきでしょうか。これが次の設問 11. です。

設問 11. その行為は問題ですか。なにが問題ですか。法律はどうなっていますか。

川で溺れさせられそうになった、すぐ殴ってくる、あるいは蹴られたということを書いています。これは生命や身体が脅かされているわけです。法律で罰すべきか、という罰すべきだということになっています。

刑法 208 条、刑法を付けておきましたので見てみます。レジュメ 3 ページの資料 6 です。これは暴行罪。その暴行とは、「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったとき」を指します。今、日馬富士が貴ノ岩を殴ったと言われています。診断書で本当は軽かったのではないかと、最近そればかりやっていて、ほかにないのかと思うのですが、もし軽かったら罪にならないのかというと、暴行罪です。傷害を受けるに至らないとしても、暴行を加えた人がいる。日馬富士が暴行を加えたわけですね。仮に貴ノ岩のケガが軽

くて、たいしたことではなかったとしても、これは暴行罪です。2年以下の懲役、もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処すとあります。一番重くて2年ですから、もちろん初犯で2年ということはまずないとは思いますが、暴行罪に当たります。

それから204条、そのケガが重かったら、これは人の身体を傷害した者となり、一気に重くなります。15年以下の懲役、50万円以下の罰金です。診断書次第で暴行罪になるのか、傷害罪になるのか分かりませんが、いずれにせよ、これは刑法では犯罪です。

次に、髪を染められた。授業中、手を挙げるなど言われた。テスト勉強をさせてもらえない。お茶を用意させられた。使い走りさせられた。恥ずかしいことをやらされた。これはどうですか。刑法で犯罪として罰すべきような問題でしょうか。

強制的に髪を染められた。判例によれば、髪は身体の一部ですから、これは今述べた身体に対する罪といえます。また、本人に無理やりやらせたのであれば、本人の自由を奪っていますから、自由に対する罪ともいえると思います。

授業中、手を挙げるな、テスト勉強をさせてもらえない。これは何が問題ですか。そうですね。これも自由に対する罪です。先ほど言いましたように、人は自分で判断して、自分で行動する権利があるのだけれども、それを阻害されている。つまり、自由を侵害されているわけです。

自由を侵害することに対して刑罰で罰すべきでしょうか。刑法では、罰すべきだということになっています。

「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者」は、223条で強要罪とされています。3年以下の懲役です。大河内君がそれを実行しなかった場合はどうでしょうか。実行しなかったとしても、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した」場合は、222条の脅迫罪に当たります。2年以下の懲役です。彼らの場合は、脅迫あるいは暴力を用いて大河内君に実行させているので、強要罪に当たりますね。

お金を取られた。これはみなさん分かりますよね。これは財産に対する罪です。お母さんのネックレスを盗っていたとか、人の身体に危害を加えずに物を取るの盗罪（第235条）です。10年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

「お金を持ってこい」と強制する場合はどうなるか。これは、人に義務のないことを行わせて、なおかつ財産を侵害するのですから、もっと重くなります。暴力を伴わない場合でも、「人を恐喝して財物を交付させた者」は、249条で恐喝罪となります。「10年以下の懲役」です。暴力を伴えば強盗です。236条、「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期徒刑に処する。」とあります。5年以上です。5年以上の有期徒刑に当たることを、彼ら、いじめた者はやっていたわけです。

つまり、大河内君が書き留めていた行為はすべて、基本的にすべて犯罪なのです。「いじめ」という言葉は非常に多義的な意味で使われますが、この事件の場合は犯罪だといったほうが良いと私は思います。ただ、彼らは14歳だったので、刑法は適用されず少年法により、3年間少年院に行くということになりました。

それはともかく、大河内君が人権侵害とは何か、それは犯罪なので戦っているのだと知っていたら、親に相談もできたのではないかと。また、いじめた人を責めないでくださいとも書かなかったのではないかとと思うわけです。

設問12 なぜ法律で罰すべきなのでしょう？

次に、なぜこうした行為は犯罪として罰すべきかを考えます。

先ほどアメリカ独立宣言を見ましたが、人々は神様から平等につくられて権利を与えられた。神様が与えた権利の中には生命、自由および幸福追求が含まれるとされていました。

ジョン・ロックという人が人権概念の始祖と言われていますが、彼はlife、liberty、estate、つまり生命、自由、財産と言いました。しかし、アメリカ独立宣言を書いたトマス・ジェファークソンはこの財産を幸福追求という言い方に変えているのです。もちろん、そこでは、ロックをベースにしています

から、財産は含まれているのですが、財産＋幸福、つまり自由を使って、人は幸福になる権利がある。

その中には金もうけをして、その金を自分のものとする権利、これは財産権です。しかしその自由を使って別に金もうけするとは限らない。演劇をしたっていいだろうし、組合活動したっていいだろう。自由な活動により、人は幸福になる権利があるのだと、トマス・ジェファースンは書き換えたわけです。この考え方からすると、犯罪行為は神様が人間に与えた権利を勝手に侵害している。ここが問題だというわけです。この、神様が人間に与えた権利を人権といいます。

ジョン・ロックは生命、自由、財産を property と言いましたが、property というのは、その人に特有のもの、その人をその人としているもののことです。パソコンを右クリックするとプロパティと出ますよね。このパソコンはこういう性格ですよという訳です。人間を右クリックすると何が出てくるかというと、まず命ですよ。命がなかったら人間ではない。しかし、犬を右クリックしても命はある。

犬と人間は何が違うのかというと、人間は自由意志があり、自分の人生を自分で決定できる。なおかつ、その自由な活動の結果、得たものは自分のものにできる。馬が一生懸命働いても、そこから出てきた成果は全部、人間に取られる。奴隷との区別でもあるのですが、人間が人間たるためには、生命、自由、財産あるいは幸福追求ということが保障されなかったら、人間として認められているとは言えないよねと言っている訳です。こういう考えを共通の基盤にしたのが近世、市民革命ということになります。

これは日本国憲法も 13 条でそのことを確認しています。先ほど個人として尊重されるというところを見ましたが、続けて、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と言っています。国民にはすべて生命、自由、財産、幸福追求に対する権利があるのだ。これを国政に反映しないと憲法は言っています。そのために政府は法律を制定するのです。こうして刑法の意味も再確認されます。

設問 13. 自然権とはなんですか？ 人権とは違うのですか？

そこで憲法とは何かという問題に移ります。まず人権、人権の中でもいわゆる自然権と言われるものを考えます。人権もいろいろあるのです。後で組合に関係する労働基本権もお話しますが、労働基本権は自然権には入っていない。まずは自然権です。

自然状態。これはロックの頭の中のイメージです。自然状態というと、ベンタムという人は人間の歴史をいくら見たって、こんな自然状態というのはないよとか言ってけなしたのですが、これは政府がない状態を想像してくださいということでもいいのです。政府がないということは警察もない、裁判所もない、学校もない。

そこで、人間は生きていけませんかと問うわけです。もちろん生きていますよね。人それぞれ、必要な生産活動をしている。そして、自分の生命を守っている。自由に何かやりたいことをやっている。その成果で食っている。これを自然権といいます。

みんな、自然権が保障されているはずだということからロックは出発します。しかし、それがぶつかることがある。「私の土地はここまでだ。」と言ったら、相手は「いやそこは私の土地だ。」と言う。かあるいはいい気もちで歌をうたっていたら、「うるさい」とか、お互いに自由を行使してもぶつかる。こういうぶつかったときに公正な判断をするために、どうするかというと、国家をつくりましょうというわけです。以後、この国家を政府といいます。

権利の衝突を公平にさばいてもらうために政府をつくります。その政府は、人々の人権を私たちが守りましょうと言って、国民と契約をするわけです。この契約に基づいて、国民は政府に税金を納めます、権力も与えますということになります。これは神聖な契約です。この神聖な契約を憲法といいます。だから、憲法のことを社会契約というのです。

社会契約には 2 種類あり、原初契約と二次契約があると言われています。原初契約というのは、社会が成立していれば存在すると言われています。社会というのは人々の集まりのことです。人々が集まる時に約束があるわけです。この会場にも約束がある。何かというと、お互いに集まっても命を取りませ

んとか、あなたのものは取りませんとか、あなたの自由を束縛しませんとか。こういう約束がなかったら、人は集まりません。これを原初契約というのです。

そうした契約をよりよく公正に守らせるために政府をつくって、政府と契約をするのを社会契約という。西洋史や倫理で社会契約というのを高校時代に習ったことがあります。「社会契約、ロック」と覚えたのですが、何のことも、社会契約ってなんだろうと全然分からなかったのです。しかし、自分が憲法を教えるようになると、「ああ、そうか」と思うようになりました。

そういう形で政府をつくります。お互いに最初に集まったときから社会が成立するという信頼が、ロックの世界はあるのです。ところがホッブスという人の世界は、「いや、人々が集まったら殺し合うよね。」という社会です。お互いに命を守りましょうという約束なんか、どこもないよという。だから、ホッブスには、なにがなんでも政府が必要である。その政府があることにより、人々が殺し合うことが防がれるというふうに考えたのです。だからその政府が独裁政権でもいいのです。

ロックの世界はもう少し良識的な世界で、政府がなくても殺し合うことはない。だから、政府が悪かったら替えたらいという革命思想が出てくるわけです。それは社会がしっかりしているからです。社会がしっかりしていなかったら、専制君主でもいいので政府が必要だという考えになります。

とにかくこういう良識的な社会がある。それにもかかわらず、人権を侵害するようなやからが出てくるので、こうしたものを何とか防いでほしいということで憲法を作成し、憲法を守ることを約束する政府をつくります。政府は法律を制定します。法律を制定し、警察権を行使する。これは刑法ですよね。皆さんの生命、自由、財産を守りますよと。それにより、先ほどのような行為を犯罪として取り締まります。そのことにより、皆さんの人権は保障されます。こういう関係になるわけです。

もちろん警察が出てこなくても、お互いに財産を争っている時、つまり「おまえの土地と言っているのは、本当はおれのものだ。」などといった争いがあれば、裁判を受ける権利が保障される。だから、裁判を受ける権利はとても

大事な権利で、レジュメの3ページにありますが、憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と裁判を受ける権利を保障しているのです。

その代わり、われわれは自力救済を禁止されます。例えば自転車を持っていかれたとします。「あ、おれの自転車だ」といって持って帰ると、これは窃盗になる可能性があります。それは自力救済しているからです。だから、警察に行って、「これは私のだ」と証明してもらって持ってこなければなりません。自力救済を禁止している代わりに、警察が刑法に基づいて、最終的には裁判で解決しますという話になるわけです。

また警察に頼らなくても、例えば民法で、損害賠償の訴えもできます。大河内君の親だったら、いじめで自殺に追い込んだ人間に対して損害賠償請求もできます。その代わり自分で復讐することは禁止されることになります。

設問 14. 憲法と法律の関係はどうなっていますか？

では、憲法と法律は何が違うのか。一番の違いは、少し単純化して言えば、国民は法律を守らなければいけないのですが、憲法は守らなくても良いということです。では、憲法を守らなければならないのは誰でしょうか？つまり、憲法の名宛人は誰でしょうか。みなさん考えてみてください。

そのことを書いているのが憲法99条です。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と書いてある。つまり、憲法を守るのは「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」です。国民が守れとは書いていない。つまり、憲法は、国民と政府の約束で、守るべきは政府であり、憲法は国家に突き付けられた規範であるという言い方をするのは、そうした理由です。

自民党改憲案を見ると、「すべて国民はこの憲法を尊重しなければいけない。」と書いてあります。守れ、ではなく、尊重せよというところがミソですが、改憲案にはほかにも「領土を守り、資源を確保しなければならない。」というようなことが書いてあります。国民はそうした憲法を尊重して戦争に行くと、こういうことを言いたいのだらうと思うのです。名宛人の向きが全く

逆になっている。だから、「彼等は憲法を知っているのか。」と憲法学者たちは安倍政権に警戒感をもつわけです。

ともかく、憲法は政府に対して向けられたものであるということ、そして、法律は国民に対して向けたものであるということ、お分かりいただけたでしょうか。例えば、憲法 76 条 3 項には、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と書いてありますが、これを国民に守れといっても無意味ですよね。これは裁判官に対する命令です。もちろん憲法は、国民と政府との約束ですから、国民にも一定の義務が生じますがそのことは、また後で論じます。

この、人権を守りますという政府と国民との契約、つまり憲法に基づいて制定されたのが法律という訳です。

設問 15. 警察官には何故取り調べの権限があるのですか？

ここから話はガラッと変わりますが、権威って何だろうという話を少しします。

ケルゼンという憲法学者がこういう例を挙げています。山中で、ある人間が他の人間に対してピストルを突きつけて、手を後ろ手に縛り、かばんの中を調べようとしている。これはいいことでしょうか、悪いことでしょうか。

悪いことだと思う人、手を挙げてみてください。そうですね、普通、そう思いますよね。しかし、これがもしピストルを突きつけているのが警察官だったら、どうですか。悪いことだと思う人、手を挙げてみて下さい。そうですね。そう思う人はいなくなりますよね。

やっていることは同じです。ピストルを突きつけて、言うことをきかせている。

しかし、ピストルを突きつけるほうが警察官の制服を着ていて、突きつけられているほうが大風呂敷を背負って、顔を泥棒ずきんで覆っている。そうしたら、これは警官が窃盗の現場をとり押さえて逮捕している場面だと思いますので悪いとは思わない。同じ場面でも制服を着ているかどうかで、正しいか正しいか、見方が変わるわけです。

このように、皆さんは同じものを見ていても、色眼鏡で見ているわけです。これはもちろん色眼鏡が悪いわけではないのですが、色眼鏡をはずして、やっていることをやっているまに見ましようというのが、ドイツ語でいうと「ザッハリヒ」、即物的といいます。即物的というのは、色眼鏡を使わずに、行われることをそのまま見ることをいうのです。

そうすると、警察官は、何故そうした権限があるのだろうか。何故ピストルを突きつけていいのだろうか。警官の制服を着ているから、そうしたことができるのでしょうか。

しかし、例えば警察官がアフターファイブに家族とレストランに行って、レストランのボーイの態度が悪いとか言って、ピストルを突きつけて土下座させた。これは正しいだろうか。これはいくら警察の制服を着ていたって正しくない。そうした権利はないと考えます。この権利のことを権威、あるいは権限ともいいます。

では、いったい警察官がピストルを突きつける権利は誰がどうやって与えているのか。

いったいなぜ警察官はピストルを突きつけることができるのかというと…、なぜですか？　そうです、法律が認めているからです。警察職務執行法とか刑事訴訟法とか刑法とか。犯罪現場を押さえたら、そういうことをやっていいですよ、あるいはやりなさいと書いてあるからということになります。したがって法律が与えている権限を越えて、ピストルを振り回したらこれは違法です。

設問 16. 国家はなぜ、権威＝正統性を持っているのですか？

では、誰がその法律を決めることができるのでしょうか？ 法律には何故その正統性があるのでしょうか。分かりますか？

そうやって聞くと、多くの学生はこう言うのです。民主的に選ばれた議員が決めたからだ。そうでしょうか？ 明治憲法の下では、議員は民主的に選出されていませんでした。制限選挙だと習いましたよね。女性も選挙権を持っていませんでした。しかし、警察官はやはりそうした権威を持っています。

した。何故、民主的に選ばれたのではない議員が決めているのに、警察にはそうした権限があったのでしょうか。

あるいは国民投票で法律を決めたら、その法律に権威はありますか。権威はないというのが憲法学界の多数説です。そうすると、いったい何で法律には権威があるのだろう、誰がその法律を作る権威を持っているのだろう、これが設問 16. の問いです。

この答えは、憲法 41 条があるからというのが私の答えです。憲法 41 条には、こういうふうに書いてあります。「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」。

つまり、法律をつくれるのは国会だけですと書いてあります。だから国民投票で法律を作れないのです。国会が民主的でなければいけないのは、憲法 43 条が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と書いているからです。明治憲法はそういう規定がなかったから、制限選挙でよかったのです。

少なくとも憲法が、法律をつくれるのは国会だけですと規定しているから、国会はそうした権限をもつわけです。裁判ができるのは裁判所だけですと憲法 76 条が書くから、裁判所は裁判権を独占的に行使できるわけです。行政は内閣がやりなさい、これは憲法 65 条です。それ以上、さかのぼらないわけです。

つまり、私の言葉でいうと、憲法とは権威の最終的源泉である。つまり、なぜ国税官が税金を徴収したりできるのか。警察は警察権力を行使できるのか。その正統性の源泉はすべて憲法にあります。憲法に書いていないことをやっても正統性はない。憲法に書いてあることに沿って、国会が法律をつくる。その法律が警察に権限を与えるから、警察はそうした権限を持つのです。憲法がすべて、最初の一步です。では何故、憲法はそうした権威をもつのでしょうか？

設問 17. 市民権とはどういうものですか？ 市民（人民）とは誰ですか？

アメリカ独立宣言、先ほどの続きを読むと、このように書いてあります。「これらの権利を確保するために人びとの間に政府が組織され」、つまり、人権を保障するために政府が組織され、「その権力の正統性は被治者の同意に由来する。」と。

被治者の同意というのは基本的には人民の同意であって、国民の同意ではありません。国民というのは国ができてから初めてできるわけで、国をつくる時に国民はいない。

この人々を、単体では市民といいますが、集合体でいうと人民という言い方になります。“of the people, by the people, for the people”の people です。

あの people だけれども、あの people の中に黒人は入るのだろうかと問い、「入る」と答えたのがリンカーンでした。黒人は people には入らないといったのが南部の人々です。あの people の中に女性はいのだろうかと問うたら、リンカーンの頭の中にも女性はいなかったと思います。ちなみに、日本では日本国憲法によって初めて女性は people になったのです。

続けて、「いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなる時、人民（people）はこれを改廃し、彼らの安全と幸福をもたらすものと認められる諸原理と諸権限の編制に基づいて、新たな政府を組織する権利を有する。」と書いてあります。

つまり、人々の権利、人権を守るために政府をつくる。この政府を人民つまり people は改廃できますよというわけです。人、つまり自然人は自然権を持つ。生命、自由、財産を持つわけです。people は選挙権を持ち、革命の権利を持つわけです。これを市民権といいます。

先ほど人権は自然権の他にもいろいろありますよと言いましたが、市民権がその一つです。政治的社会に参加できる権利を市民権といい、そうしたものを持つ人々を people といいます。

アメリカの市民権を持たない日本人が、アメリカへ行って権利を守られないとかといたら守られます。生命、自由、財産は、保障されます。では、

市民権を持つというのはどういうことかということ、選挙に参加できるとか、社会保障が受けられるとか、こういう権利を持つことを市民権というのです。アメリカの市民権を取得したとはそうした意味です。

市民権を得ることによって人民は政府を変えることができます。オバマ政権はわれわれの権利を保障していなかったと思うアメリカ人民が、選挙によってトランプを大統領に選んだわけですが、トランプが駄目だと思えばこれも替えることができます。合法的に革命をする権利がここで確立された訳です。

アメリカ建国当時、党派の対立は自覚されていませんでしたが、すぐに連邦派と共和派の対立が鮮明になってきます。ジョージ・ワシントンの後を連邦派のアダムズが継ぎますが、次の選挙ではトマス・ジェファークソンを候補とする共和派が勝利します。この時、選挙で負けた政権側の人々が武力で抵抗するのではないかと、当時のアメリカ人は真剣に心配したわけです。しかし、負けた方が潔く政権を引き渡した。ここから、選挙で負けたら、潔く野に下るという習慣ができ、ここで初めて民主主義が誕生しました。

しかし、韓国は退場した者を、ああやってやっつけていますね。違法なことをしていたのなら仕方ありませんが、選挙に負けると政策の違いでいじめられるとすれば、これは民主主義にとってはかなり危険です。つまり、民主主義というのは意見が違って自分の身が危険にさらされないということで始めて機能します。政権を下りても安全ですよということを保障しない限り、権力者は政権にしがみつきます。だから、民主主義が成立するためには、政権を下りても、あなたたちの生命、自由、財産はきちんと保障されますよという約束、信頼がなければ、民主主義は成立しません。

このモデルをアメリカがつくったと言えます。フランスは非常にごたごたしました。とはいえ、イギリス、フランス、アメリカ、それぞれが立憲主義のモデルです。ただ、やはりアメリカ独立宣言はすごくよくできていて、たったこれだけの五つの文章の中に立憲民主主義の基本精神が凝縮されており、私はこれが、アメリカが発展した理由だと思っています。

設問 18. 立憲主義とは何のことですか？ 国民は憲法を守らなくてよいのですか？

さて、そこでいま立憲主義ということがよく言われます。「立憲主義って、何？」ということがここでの設問です。この答えは、すでにお分りの通りです。まず、政府の構成者が、自分たちの権威の源泉は憲法にあるということを認めることです。そしてその政府が憲法に従って政治を行うことを立憲主義というわけです。なお、立憲主義には、立憲君主制と立憲民主制があります。イギリス、フランスで確立した立憲主義は、立憲君主制です。君主も憲法を守って統治せよというのが立憲君主制です。しかし、アメリカは、一気に立憲民主主義を確立しました。アメリカには君主がいなかったので君主を選挙で選ぶことにしたのです。したがって、アメリカの大統領は君主の代わりです。そこが議院内閣制のイギリスや日本との違いです。安倍首相をみて、君主だと思える人はいませんよね。トランプ大統領やプーチン大統領は、選ばれた君主なのだとみた方が分かり易いと思います。ただ、ロシアで立憲主義が確立しているかは疑問ですが。

ところで、憲法に反して法律を制定したらどうなるのかということ、その法律は違憲となります。最高裁がそういう違憲審査権を持っています。憲法や法律に反して内閣・行政が権限を行使したら、議会で追及されますし、場合によれば、裁判所がその行為を違法、無効とします。憲法に反して政治を行ったら、あるいは反していると国民が思ったら、国民は選挙で政府を交換できます。選ばれた政府は、官僚を使って統治を行います。

これが立憲民主主義の基本です。憲法に基づいた政治というのは、本来、そういう形で担保されることになっています。したがって選挙と最高裁判所には、大きな役割が期待されるのです。

このように憲法というのは国家の、政府のルールのことだよという話になるのですが、国民とどういう関係があるのでしょうか。先ほどから言っているように国民は生命、自由、財産を守ってもらうために、憲法をつくり、それを守って統治することを政府に約束させました。そのことにより国民には生命、自由、幸福追求の権利が保障されます。つまり、人権が保障されま

した。

だから、大河内君の場合、本来は保障されている人権が守られていない、これはおかしいな、という感性を彼には持って欲しかった。また彼がその感性を持つことができるように教育されるべきだったと思うのです。

他方で、しかし、憲法によって政府は縛られるのだけれども、「国民はどのような？」という問題があります。国民は守らなくていいのでしょうか？

そこで自民党の改憲案は国民も憲法を尊重しろと書くわけですが、この問題はどうかと思ったらいいのでしょうか。答えは、基本的には国民は憲法に縛られませんということになります。これは意外かもしれませんね。法学部1年生の憲法の授業でこういうことを言うと、授業が終わると学生がやって来て、「先生、国民は憲法に縛られないとおっしゃっていましたが、先生、そこ、間違っていないですか？」と言いに来るわけです。高校では、国民も憲法を守らなくてはならないと習ったのでしょうね。

しかし、例えば平等という概念があります。憲法14条を見ますと、すべて国民は法の下に平等だと。人種、信条、性別により差別してはならないと言っています。国民がこれに縛られたら、どうですか。例えば、私がある女性に付き合ってくれと言ったが、私は振られて、その女性は別の人間を選んだ。その時、「君は憲法14条を知っているのか。人は平等に扱われる権利があるのだ。彼と付き合うなら私と付き合うのもあなた義務だ」と、言えるのか？言ってもいいですが、法的にはそんな義務はありません。つまり、国民には自由が保障される。国家は、その国民が男であれ女であれ、金持ちであれ、貧乏人であれ、平等に扱わなければいけない。しかし、個人は自由です。憲法があることにより国民は自由に行動できて、誰と付き合うとか、誰と会社をつくるとか、誰とサークルをつくるとか、自由です。自由が保障される。

ただし、他人の人権を侵害しては駄目ですよという。他人の人権を侵害しない限りは自由です。自由に選択できる。

設問 19. 自由とわがままは何が違いますか？

日本人に難しいのは自由とわがままの違いですね。「自由」というと「わがまま」のことだから自由は良くないという人がいます。半分当たっていて半分違うと思うのですが、つまり、日本のように集団主義的な圧力が強いところでは、みんな一緒にしましょうという。トイレも一緒に行きましょうとか、映画を観に行ったら、同じ映画を観なければいけないという意識があるので、どれを観るかで気遣いが必要です。「私は、それは嫌だから、こっちを観に行く。」と言うと、わがままと言われるかもしれない。けれども、これは自由なはずですよ。

わがままというのは、逆に、人の自由を拘束して、自分の意のままに従わせようというのがわがままです。子どもが「あれ買って、これ買って」というのはわがままですよ。しかし自分で買うのだったら、これは自由でしょう。しかし、子どもは金がないから、親を何とか従わせようとして、ごねるわけですが、これはわがままです。他方、子どもを育てたのは親だからといって、子どもは親の言うことを聞かなければならないというのは親のわがままです。

「買ったかったら、自分で買えるようになりなさい。」というのが自由を尊重する考え方です。個人として自立できるように子どもを教育していくのが、少なくともアメリカ的な考え方といえます。

ただし、他人の人権を侵害しない限り自由だと言われても、難しいですよ。自然権からいうと、生命、自由、財産ですから、生命、自由、財産をまず侵害しない限りは自由である。

ただ、他人の生命、自由、財産侵害しないようにしなさいと言っても難しいところがある。例えば、表現の自由を侵害しないようにしなさいと言われてたら、名誉やプライバシーを侵害されても我慢しなければならないのか。こうしたことを素人が全部分かるわけがないと思います。だから国民は法律に従えばいいということになります。

設問 20. 法律は何のためにあるの？

法律に従っている限りは、他人の人権を侵害していないのだと考えることができることになります。逆に法律を破っていたら、他人の人権を侵害しています。先ほどの大河内君をいじめた人たちは、法律に従わないことにより、完全に大河内君の人権を侵害している訳です。

このように、法律というのは何のためにあるかという、基本的には、公益を守り、人権間の調整を行う、あるいは人権を付与するためにあるのだということになります。例えば社会保障は、人権の調整というより人権を付与するためにあります。皆さんの健康を守るために健康保険とか、医療の権利や年金の権利、そういうことを保障するために法律をつくる。もちろんそのためには税金などを充てるわけですが、それは民主的に決めればよいということになっています。あと、人権と人権の調整をするわけです。調整されたほうは人権が制約されていると思うかもしれないけれども、これは他人の人権を侵害しないために行われているという訳です。

少し抽象的なので具体例を出します。資料7はこの前、高校生などを集めてジュニアロースクールをやったときにつくった教材です。インターネット、「その書き込み大丈夫？」と題して行ったワークショップです。

さて、憲法 21 条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と書いています。つまり表現活動は自由です。だから、僕はインターネットに自分の意見を書き込む自由があるのだ、何を書いてもいいのだと言いたい。憲法も保障しているのだし。

しかし、他方で、憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される。」ということを保障しています。個人の名誉、プライバシーは保護されるべきだと。そうすると、私生活や悪口、陰口、その他、書かないでほしくないことは書かないでという権利がある。

いま、ネットを通してのいじめとかトラブルが多いので、どうやって教えるかということで、こういう教材をつくっているのですが、そうすると、これはどうやって調整したらいいのか。難しいですよ。これだけ取り出し、「21 条と 13 条と両方を考えながら行動しなさい」というのも、なかなかそ

れは難しい（笑）。

そこで、法律があるわけです。刑法 230 条があります。230 条は名誉毀損罪について規定しています。レジュメ 3 ページで、230 条（名誉毀損）を見てください。「公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」と書いてある。「事実の有無にかかわらず」です。

そこで高校生に、「〇〇君は試験中カンニングをした」とインターネットに書くことは名誉毀損に当たるといえるのかという問題を出して考えさせました。

「事実の有無にかかわらず」ですから、それが本当であっても、うそであっても、名誉を毀損します。そして「公然と」ですが、インターネットに書いたら、誰でもそれを読む可能性があるのだから、「公然と」に該当します。とすれば、「〇〇君は試験中カンニングをした。」とインターネットに書くことは、基本的にはこの 230 条の名誉毀損罪に当たります。これは憲法 13 条を受けての規定ということになります。

「そうしたら、何も書けないじゃない？」ということになる。「表現の自由はどうなっているの？」ということになりますよね。そこで、230 条の 2 が制定されました。「前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」というのです。

これも少し難しいですが、要は本当だったらいいよ。ただし、どういう場合かということ、「公共の利害に関する場合で、本当のことだったらいいよ」と、こういう規定です。政治家が汚職したとか、書きますよね。あれは 230 条をそのまま適用したら、「公然と事実を適示し」て、人の名誉を毀損していて名誉毀損だということになる。何で書けるのかということ、この規定があるからです。

政治家が汚職をしたり、愛人を持ったりしているのは公共の利害に関することだと。しかしだからといって誰彼問わず、誰かが不倫したとかは書けま

せん。皆さんが本当に不倫してたって、普通は書けません。書いたら、これは名誉毀損ないしプライバシー侵害です。

公共の利害に関する場合にだけ書ける。だから、政治家については書ける。それで、タレントについても書けるというのがマスコミの論理です。週刊誌の論理によれば、みんなが知りたいことは公共の利害に関することだから、タレントの私生活は公共の利害だとかいっている、それは違うだろうと、最初、私は思っていたのです。

ただ、公人理論というのがあります。社会に大きな影響を与える人のことは公人といって、公共の利害に関する事実にあたる場合があるという、こういう判例があります。大企業の社長などがそれに当たります。確かにタレントも最近いろいろなメッセージを発して、社会に大きな影響力を与えていますよね。とすれば、そういう人たちを公人と認めてもよいのかなと思うようになりました。ただアイドルについては、弱いものいじめではないのかと思うのですが、書かれますよね。

このように、公共の利害に関する場合には「事実だったら書いてもいいよ。」という形で、表現の自由と個人の尊厳を調整しているわけです。230条の2の意義について、最高裁はこう言っています。「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和」を図るために置かれた規定である、と。このように、法律で人権と人権の調整をしている。調整することにより、調整された側は人権が制限されて、法律というのはどうも人権を制限するためにあるのではないかと思うかもしれないけれども、それが目的ではなく、双方の人権の保障が目的で人権の調整をしているということになります。

ちなみに先程のカンニングについての書き込みですが、これはクラス内のことなので公共の利害とは直接関係しませんし、カンニングをみたと言っても、カンニングかどうかを決めるのは学校なので、事実かどうかも確定していないということになり、名誉毀損の可能性があります。

それはともかく、法律は公益と人権を守って、人権と人権の調整を行うものとしてつくられるべきものです。その信頼の上に、国民は法律を守ってい

ればいいのだということになるのです。ですから、本当に法律がそうにつくられているかどうかを、国民は注視しなければいけません。正しい法律をつくることは非常に大切なことです。今回の共謀罪の創設とかに関しては、「本当にそうなの？」ということを考えることが重要です。

設問 21. 個人と個人との関係の規律は？

法律を守ることを前提に、自由が保障され、私的自治があります。皆さんは好きな人を選んで結婚して、家庭を持つ。その家庭の中でどういうルールをつくるかは、みんなの自由であり、いちいち政府によって指図はされません。こういうことが保障されるわけです。

私的自治の中でどういう関係を結ぶかは、基本的には契約によって行われます。ですから、契約は神聖で、契約は守らなければならないということになります。契約は通常、対等な個人間で行われた約束を指します。

では、次の契約は有効でしょうか。殺人を請け負う契約。愛人契約。結婚したら職場を退職する契約。ここで皆さんに聞いてみましょう。

殺人を請け負う契約は有効だと思う人。つまり、100万円で人を殺してもらう契約をして、「あいつはまだ人を殺していないから、殺人を履行させてくれ」と裁判所に訴える。あるいは、契約を守って人を殺したけれども、100万円の代金をまだもらっていないから、「100万円を取り立てて欲しい」と裁判所に訴える。そうしたら、裁判所はそうした主張を取り上げてくれるのでしょうかという意味で有効ということですが、有効だと思う人は？いない。そうでしょうね。

愛人契約。例えば月20万円で愛人契約を結んで、結んだのに女性がちっともその務めを果たさないとか、女性は一生懸命務めを果たしているのに20万円を払ってくれないとか、そういうとき、裁判所に訴えて保護してもらえるでしょうか。有効だと思う人は？いませんね。

では、結婚したら職場を退職するという契約について、有効だと思う人。いない。では、無効だと思う人。そうですね。皆さん、よく分かっていますね。では、なぜ有効ではないのでしょうかという。もともとお互いが納得し

ているからいいではないかというのが契約ですが、殺人は第三者を巻き込んで、人を殺す権利なんか誰もないので、それは2人だけの合意で済む問題ではない。ただ、自殺補助契約は他人を巻き込んではいませんが違法とされています。

愛人契約が無効なのも道徳に反するからとか言われますが、愛人というのですから、奥さんがいたりするわけです。そうすると、やはり奥さんという第三者の権利を侵害しているとも言えます。

では、結婚したら職場を退職する契約はなぜ駄目なのでしょう。実際、1960年代くらいまでは、女性は職場の華とか言って、結婚退職制は普通でした。つまりその契約は有効だったのです。これがおかしいと思う女性たちが裁判で戦い、勝って初めて結婚退職制は違法となったのです。

リーディングケースとなった事件に住友セメント事件があります。それまでは、それは契約の自由の問題だと考えられていた。つまり、先ほど言ったように憲法は国家を制約するのであり、国民間を制約するのではない。未婚の女性を雇いたいという企業の自由はどうなったのだ、相手もそれを承知で契約したのではないかと。

こういう対等ではない関係の契約をどう見るかですが、労使間について憲法は特別な法律を定めるように要請しています。そうして定められた労働基準法（以下、労基法）3条は、国籍、信条又は社会的身分を理由とする差別を禁止し、同法4条は性別を理由とする賃金の差別を禁止しています。ところが、労基法には、性別を理由として賃金以外の労働条件の差別を禁止する規定がなく、その間隙を突いて、結婚退職契約が有効とされてきたのです。

これに対し、1966年12月20日に東京地方裁判所が次の理由で結婚退職制を無効としました。まず、憲法違反だと。次に、憲法の内容を反映すべきだとした民法に反すると。そして確かに労基法は性別を理由として賃金以外の差別を禁止していないが、他方、女性を保護せよという規定はあると。それらを総合すると結婚退職契約は無効としたのです。

まず、結婚退職制は、性別を理由とする差別に当たり、また、結婚の自由を侵害し、憲法13条、憲法14条に反するといえます。憲法13条によれば、

幸福追求権、自己決定権が保障され、それにより、誰と結婚するか、いつ結婚するかは自分で決める権利が保障される。そして憲法14条により男女の平等が保障されていると。

確かに憲法は、国家と国民の関係を規律するものであるが、民法2条は、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」と規定している。民法は法律で、国民は法律を守らなければならない。そして労基法の定めも総合的に解釈すれば、結婚退職契約は、「民法90条のいう公の秩序に反し無効である」と言ったのです。

設問 22. 労働基本権の意義は何ですか？

少し難しいですかね。民法は国民全体に適用される法律ですが、労基法は、労働者と企業、雇用者の間に適用される法律です。このように、憲法があるからといって自動的に労働者の権利が認められるわけではありません。

その考え方に沿った法律を作らせねばならないし、憲法・法律を守らない雇用者がいたら、運動や裁判に訴えて戦わなければなりません。こうして一步一步労働者の権利が保障されてきたのです。ところが、こうした保障を十把一絡げにして規制だと非難しているのが、小泉改革以来進んでいる規制緩和ですね。もちろん必要ない規制は緩和してもよいとは思いますが。

労基法をつくりなさいというのは憲法27条です。「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と言っています。この要請に応えるためにつくられたのが労基法です。

ついでに、労基法が何を言っているか紹介します。第1条はこういうふうに言っています。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と。給料できちんと生活できなければいかんよねと、それを保障しろと言っているわけです。

第2項は、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」と言っています。

つまり、最低賃金を決めなければならないことになったわけです。例えば岡山だと今、時給781円です。東京はもっと高く958円ですね。「それを下回るような給料は駄目だよ」、もっと上を見なさいというのがこの第2項です。上を見るときにどうするかというと、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と言っています。

先ほどの結婚退職制は合意に基づいていますから、対等な契約のようですが、やはり雇われるほうが弱いですね。だから、結婚退職だとか任期付きだとかいわれても「同意しました」と言わざるを得ないわけです。しかしそうした契約も、憲法の精神からみて公序に反していたらその契約は無効だと、裁判所に言ってもらえることができるわけです。

ただ裁判所に頼っていても限界があります。対等になるためには、どうしたらいいのでしょうか。そのことを保障するのが憲法28条です。「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と言っています。

団結する権利というのは組合をつくる権利のことです。団体交渉する権利とは、組合が経営者に労働条件で交渉したいと言ったら、経営者は必ず労働者の代表との交渉に応じなければいけない。これは憲法上の義務なわけです。「団体行動する権利」というのはストライキとか、そういうことを意味するわけです。組合を作る権利、団体交渉をする権利、ストライキをする権利を労働三権といいます。この労働三権を保障することにより、労働者は対等の立場で、雇用者と交渉できますよと言っているわけです。

これを実現するために労働組合法という法律がつくられています。企業と労働者は、私人同士ですので、憲法は直接適用されない。基本的に契約の自由が前提です。契約の自由が前提ですが、労働者個人では立場が弱いので、団結することにより、初めて対等の立場で自由な契約ができます、そのことを保障しますよと。憲法・労働組合法はこういう考え方になっているわけです。

岡大は職員組合が頑張って、5年任期切れ問題は、原則、事務職員に関しては無期転換を勝ち取りました。それにより無期転換された非常勤職員の方が、

先日、全大教の非常勤職員交流会に参加されて、その感想を書かれています。

「一番印象に残って驚いたことは、他大学の非常勤職員の無期雇用への転換が実は大変に進みづらく、交渉決裂といった厳しい状況にあるということでした」というのです。

個々の条件は、それぞれの職場で、組合と経営者の間で決めることですから、すべて同じではないのです。みんな同じだと思っていたと。

それで、「多くの情報をいただいておりますにもかかわらず、岡大のように非常勤職員が無期雇用に転換になったという大学は全国にもっとたくさんあるような、漠然と間違った感覚でございました」と。

こうした感覚を持つのは、先ほど言ったように、日本は集団主義で、おかみが何とか低いながらもそろえてくれる、面倒を見てくれるだろうという意識が、みんなに漠然とある。大河内君も親にそうした期待を持っていたと思います。しかしそれは幻想だったわけです。

お上が面倒をみてくれるのではないかという幻想を乗り越え、各人が自立して、きちんと交渉しないと権利は自分のものになりません。しかし、そうした幻想にとらわれていて、じっとしていれば、我慢していれば、政府が、あるいは大学当局が面倒を見てくれるのではないかと思っているようです。政府がそうした振る舞いをすることもあります。それは幻想です。労働者が自分たちの権利を実現するには交渉力で戦わなければなりません。それがあって始めて政府も動くのです。

最近、株価が上昇しています。史上最高の収益と言われていて、2016年という企業内部留保金が440兆円あるといわれています。今年（2017年）はもっと上がるだろうと。他方で、今年、労働分配率は43.5%で、史上最低と言われています。つまり、企業が稼いだお金のうち43.5%しか給料に廻されていないのです。そこにはCOEなど何億と稼ぐ人の給料が含まれている話です。こうして大企業が収益を大幅に伸ばし、他方で賃金がそれに比し低く抑えられた結果、世界では、いま400家族が、世界の半分の富を持つに至ったといわれています。この格差は、ピケティたちの研究によれば1929年の水準に戻っているそうです。それは、労働組合の組織率の低下と

見事に反比例しています。

労働組合が弱くなっているから、どんどん労働分配率は下がっている。我々は公務員準拠で、組合がなくてもなんとかかなるかと思っているから組織率も低いのかというと、やはり民間でも労働組合は弱くなっています。だから給料が上がらないのです。

給料を上げろというと、グローバリゼーションの時代ですから、企業は、なら賃金の安い国に出て行くという。ナショナリズムが過激になり、反グローバリゼーション運動が起こる所以です。ここが悩ましい所ですが、内部留保金が 440 兆円もあるのですから、やはり組合が強くなり、この労働分配率を 50%、60%と上げていかなければいけない。マルクスは、万国の労働者、団結せよと言ったわけですが、エマニュエル・トッドは、世界のエリートが団結してしまったと言っています。

組合を強くして連帯することは、難しいことですが、重要なことです。1929 年というと世界大恐慌が起こった年です。この年にウォール街で株の大暴落がおこり、その時、株価は 80%以上さがりました。海外に投資されていた資金がアメリカに戻され、結果、ヨーロッパ等の国々は大打撃を受けました。最も影響を受けた国の一つ、ドイツでは 40%以上の失業率、そしてハイパー・インフレが引き起こされ過激なナショナリズムが大きくなりました。ユダヤ人を生け贄にナチスが政権を握り、日本でも軍部が台頭し、第 2 次世界大戦へと向かっていきます。今の時代の雰囲気が戦前の時代と似てきたといわれるのはそうしたことを指しています。

おわりに

この不吉な雰囲気を跳ね返すためにも、人権を基盤に、組合を大きく強くしていく必要があります。組合員を増やし、組合を強くしましょうというのが、全大教委員長としてのお願いということで、講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

憲法とは何か、私たちのくらしや労働にどう活かすか

中富公一（岡山大学教授・憲法学／全大教委員長）

設問

設問 1. 大河内君は、なぜ「いじめた人を責めないで」と書いたのでしょうか。

設問 2. 大河内君はなぜ親に相談できなかったのでしょうか。

設問 3. 大河内君はなぜ遺書を書いたと思いますか？

設問 4. 大河内君はなぜ自殺したと思いますか。

設問 5. 生きるために彼はどうすべきだったでしょう。なぜそれが出来なかったと思いますか。

設問 6. 何故キチンと言わないのだろう？

設問 7. 個人とは何？

設問 8. どうやって個人になるのか。

設問 9. 大河内君には何が足りなかったと思いますか。

設問 10. 大河内君は具体的にどういう行為を受けていましたか？

設問 11. その行為は問題ですか。なぜ問題ですか。法律はどうなっていますか。

設問 12. なぜ法律で罰すべきなのでしょう？

設問 13. 自然権とはなんですか？ 人権とは違うのですか？

設問 14. 憲法と法律の関係はどうなっていますか？

設問 15. 警察官には何故取り調べの権限があるのですか？

設問 16. 国家はなぜ、権威＝正統性を持っているのですか？

設問 17. 市民権とはどういうものですか？

市民（人民）とは誰ですか？

設問 18. 立憲主義とは何のことですか？

国民は憲法を守らなくてよいのですか？

設問 19. 自由とわがままの違い？

設問 20. 法律は何のためにあるの？

設問 21. 個人と個人との関係の規律は？

設問 22. 労働基本権の意義は何ですか？

資料 1 大河内君（中学二年生）の遺書

いつも 4 人（名前が出せなくてすみません）の人にお金をとられていました。そして今日、もっていくお金がどうしてもみつからなかったし、これから生きていても……。だから……。またみんなといっしょに幸せに、くらしたいです。しくしく。

小学校 6 年生ぐらいからすこしだけいじめられ始めて、中 1 になったらハードになってお金を取られるようになった。中 2 になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多いときで 6 万少ないときでも 3 万～4 万、このごろでも 4 万。そして 17 日にも 4 万ようきゅうされました。だから……。でも、僕がことわっていればこんなことには、ならなかったんだよね。すみません。もっと生きたかったけど……。家にいる時間がいっぱいだった。いろんな所に、旅行につれていってもらえたし、何一つ不満はなかった。けど……。 (略)

オーストラリア旅行。とても楽しかったね。あ、そーいえば、何で奴らのいいなりになったか？それは川のできごとがきっかけ。川につれていかれて、何をするかと思ったら、いきなり、顔をドボン。とても苦しいので、手をグッとひねった。助けをあげたら、また、ドボン。こんなことが 4 回ぐらいあった。特にひどかったのが矢作川。深い所は水深 5～6m はありそう。図 1（※略）みたいになっている。ここで A につれていかれて、おぼれさせられて矢印の方向へ泳いで逃げたら、足をつかまれてまた、ドボン。しかも足がつかないから、とても恐怖をか

(1/4)

んじた。それ以来、残念でしたが、いいなりになりました。あとちょっとひどいこととしては、授業中、てをあげるなどか テストきかン中もあそんだとかそこらへんです。(略)

いつもいつも使いばしりにされていた。それに自分にははずかしくてできないことをやらされたときもあった。そして強せいの、髪をそめられたことも。でも、お父さんは自分でやったと思っていたので、ちょっとつらかった、そして 20 日もお金をようきゅうされて、つらかった。(略)

自殺理由は今日も、4 万とられたからです。そして、お金がなくて、「とってこませんでした」っていつても、いじめられて、もう一回とってこいつていわれるだけだからです。そして、もっていかなかったら、ある一人にけられました。そして、そいつに「明日、『12 万円』もってこい」なんていわれました。そんな大金はらえるわけ、ありません。それに、おばあちゃんからもらった、千円も、トコヤ代も、全て、かれかにとられたのです。そして、トコヤは自分でやりました。とてもつらかったでした。(23 日)

また今日も 1 万円とられました(24 日)そして今日は、2 万円とられ、明日も 4 万円ようきゅうされました(25 日)あと、いつも、朝はやくでるのも、いつもお茶をもっていくのも、彼らのため、本当に何もかもがいやでした。

なぜ、もっと早く死ななかったかという、家族の人が優しく接してくれたからです。学校のことなど、すぐ、忘れることができました。けれど、このごろになって、どんどんいじめがハードになり、しかも、お金がぜんぜんないのに、たくさんだせといわれます。もうたまりません。最後も、御迷惑をかけて、すみません。忠告どおり、死なせてもらいます。でも、自分のせにされて、自分が使ったのでもないのに、たたかれたり、けられたりって、つらいですね。(中略) 14 年間、ほんとうにありがとうございました。(中略) お金の件は、本当にすみませんでした。働いて必ずかえそうと思いましたが、

その夢もここで終わってしまいました。そして、僕からお金をとっていた人たちを責めないでください。僕が素直に差し出してしまったからいけないのです。(略)

あと、僕は、他にいじめられている人よりも不幸だと思います。それは、なぜかという、まず、人数が 4 人でした。だから、1 万円も 4 万円になってしまうのです。しかもその中の 3 人は、すぐ、なぐったりしてきます。あと、とられるお金のたんいが 1 ケタ多いと思います。これが僕にとって、とてもつらいものでした。これがなければ、いつまでも幸せで生きていたのと思います。(後略)

資料 2 夏目漱石『坊ちゃん』から

ここに来たとき第 1 番に氷水を奢ったのは山嵐だ。…あした学校に行ったら、1 銭 5 厘返しておこう。おれは清から 3 円借りているその 3 円は 5 年たった今日までまだ返さない。返せないんじゃない。返さないんだ。清は今に返さだろうなどと、かりそめにもおれの懷中をあてにはしていない。おれも今にかえそうなどと他人がましい義理立てはしないつもりだ。こっちがこんな心配をすればするほど清の心を疑うようなもので、清の美しい心にけちをつけると同じことになる。返さないのは清を踏みつけるのじゃない。清をおれの片破れと思うからだ。

資料 3 アメリカ独立宣言

- ①すべての人は平等に造られ、
- ②造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、
- ③その中には生命、自由および幸福の追求が含まれる。
- ④これらの権利を確保するために人びとの間に政府が組織され、その権力の正当性は被治者の同意に由来する。〔さらに〕
- ⑤いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃し、彼らの安全と幸福をもたらすものと認めら

(2/4)

れる諸原理と諸権限の編制に基づいて、新たな政府を組織する権利を有する。

資料 4 日本国憲法

第 13 条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 21 条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】 ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第 24 条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 (家族のこと) に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 27 条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条【勤労者の団結権】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条【財産権】 ①財産権は、これを侵してはならない。

第 32 条【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

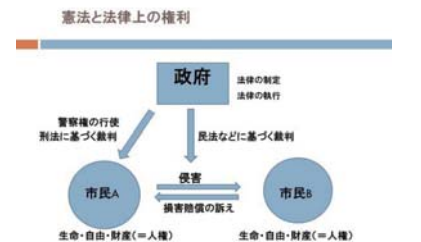
第 41 条【国会の地位・立法権】 国会は、国権

の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第 76 条【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】 第 3 項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第 99 条【憲法尊重擁護の義務】 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

資料 5 憲法と法律の関係



資料 6 刑法

第 208 条(暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 3 0 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第 204 条(傷害) 人の身体を傷害した者は、1 5 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 222 条(脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

第 223 条(強要) 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

刑法第 230 条(名誉毀損) 公然と事実を適示

(3/4)

し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

第230条の2(公共の利害に関する場合の特例)
1項 前条第1項の行為(公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為)が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

第235条(窃盗) 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第236条(強盗) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期徒刑に処する。

第249条(恐喝) 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第261条(器物損壊等) 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

資料6 民法

第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。
第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。
第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
民法第710条 他人の身体、自由又は名誉を害したる場合と財産権を害したる場合とを問わず前条の規定に依りて損害賠償の責に任ずる者は財産以外の損害に対してもその賠償を為すことを要す。

資料7 人権間の調整

まとめ

憲法21条
「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」
↓
表現活動は自由

VS

憲法13条
「すべて国民は、個人として尊重される。」
↓
個人の名誉、プライバシーの保護

インターネットに自分の意見を書きこむ自由

VS



どうやって調整したらいいの？

刑法230条の2で調整

刑法230条の2の意義

「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和」を図るため

(最高裁大法廷判決昭44(1969)年6月25日)。

資料8 労働基準法

第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
第2項 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。
第2条(労働条件の決定) 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
第3条(均等待遇) 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
第4条(男女同一賃金の原則) 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。